

事務連絡  
令和7年10月28日

法務局民事行政部戸籍課長 殿  
地方法務局戸籍課長 殿

法務省民事局民事第一課 沼田補佐官

高齢者等終身サポート事業者等からの死亡の届出について（周知）

近年、高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢者の単独世帯が増加していることから、当該高齢者が死亡した際、迅速な死亡の届出がされない事案が散見されます。

そのため、今後、高齢者等に対して死後事務、日常生活支援、身元保証等のサービスを行う事業者（以下「高齢者等終身サポート事業者等」という。）が、利用者の居所である家屋への立入り（生前・死後を問わない。）を委託されている場合は、特段の疑義がない限り当該事業者に家屋管理人としての死亡届の届出資格（戸籍法第87条第1項第3）を認めて差し支えないものと考えますので、以上を了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、死亡届の審査に当たり、特段の疑義が生じた場合を除き、高齢者等終身サポート事業者等への委託内容を確認するため契約書等の提示を求める必要はありません。